

塗料に含まれている エチルベンゼンが 規制対象になりました

エチルベンゼンは
キシレンが
含まれている
塗料・シンナーには
必ず含まれています。
下記の措置が
必要です。



発散抑制措置と呼吸用保護具

今ある作業場では、H26.1.1から義務化

が追加に
なった項目です。

| 事業者の講ずる措置 | 発散抑制の設備 | 呼吸用保護具 |
|---|-------------|-----------------|
| ●発散抑制措置(局所排気装置、プッシュプル型換気装置)の設備 | ●局所排気装置等の設置 | |
| ●壁、床、天井について 行う業務の場合 | ●タンク等の内部以外 | ●送気マスク・防毒マスク |
| ●労働基準監督署長の許可を受けた場合(塗装室等)※1 ※1:H26.1.1以前であっても、H25.1.1以降に許可を受けたときから義務化 | ●タンク等の内部 | ●送気マスク・全面形防毒マスク |
| | ●全体換気装置 | ●送気マスク・防毒マスク |
| | ●全体換気装置等 | |

局所排気装置等が
設置できない場合
の例外



作業主任者

H27.1.1から義務化

事業者の講ずる措置

- 有機溶剤作業主任者の選任(有機溶剤作業主任者技能講習修了者)

特定化学物質作業主任者の選任
(有機溶剤作業主任者技能講習修了者)

- 有機則に基づく揭示(作業主任者の氏名・職務)

特化則に基づく揭示(作業主任者の氏名・職務)

付録1

作業環境測定

H26.1.1から義務化 作業環境測定士による
6か月以内ごとの測定

事業者の講ずる措置

- 屋内作業場について、混合物中の各有機溶剤の測定と評価

屋内作業場について、
エチルベンゼンの測定と評価

- 混合物中の各有機溶剤の測定・評価の記録を保存 保存年数3年

エチルベンゼンの測定・評価の
記録を保存 保存年数30年

健康診断

H25.1.1から義務化

事業者の講ずる措置

- 有機則に定める特殊健康診断 6ヶ月に1回

エチルベンゼンの特殊健康診断 6ヶ月に1回

過去に従事させたことのある労働者の
エチルベンゼン特殊健康診断 6ヶ月に1回

- 有機則に定める特殊健康診断の記録の保存 保存年数5年

エチルベンゼンの特殊健康診断の記録の保存 保存年数30年

その他、特定化学物質としての措置

H25.1.1から義務化

事業者の講ずる措置

作業記録と保存

付録3
保存年数30年

作業場への注意事項の掲示

(エチルベンゼンの名称、使用すべき保護具等)

付録2

ぼろ等の処理(ウェス、紙くす等を、ふた付きの不浸透性容器に収納)

設備の改造等の作業時の措置

関係者以外の立入禁止の措置(表示等)

休憩室、洗浄設備の設置

喫煙、飲食の禁止

容器等への表示(※2)と一定場所での保管(名称、注意事項)

※2:製造者が出荷時に貼付したものでよい。ただし、別の容器等に小分けし貯蔵する場合は、その容器ごとに表示が必要。

事業を廃止する場合、測定・健診・作業の記録等を
所轄労働基準監督署へ報告



付録1 付録2 の掲示物例と付録3 の作業記録例を参考にして
みなさまの事業所で作成してみましょう

お問合わせ 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 までお問合わせ
ください。

Innovation Japan 社団法人 日本造船協力事業者団体連合会(日造協)

BLOG 安全ひろば <http://blog.canpan.info/nichizoukyou>

監修 日造協 安全衛生アドバイザー 鈴木 満

作成協力 (株)重松製作所

エチルベンゼン作業主任者掲示物例

付録1

有機溶剤作業主任者及び特定化学物質作業主任者(エチルベンゼンに係るもの)の職務

- 1 作業に従事する労働者が有機溶剤・特定化学物質(エチルベンゼン)により汚染され、又はこれを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指導すること。
- 2 局所排気装置、フッシュブル型換気装置又は全体換気装置を1ヶ月を超えない期間ごとに点検すること。
- 3 保護具の使用状況を監視すること。
- 4 タンクの内部において有機溶剤業務・特定化学物質取扱業務(エチルベンゼン塗装業務)に労働者が従事するときは、有機溶剤中毒予防規則第26条各号に定める措置が講じられていることを確認すること。

作業主任者
氏名



付録2

作業に従事する方の
目の付きやすい
場所に掲示しましょう

エチルベンゼン塗装作業時の注意事項
(特定化学物質中毒予防規則 第38条の4に準じて作成)

この表を使用している塗料にはエチルベンゼンが含まれています。
(塗料の成分表を必ずご確認ください)

一 使用している塗料について

二 エチルベンゼンの人体に及ぼす作用等

- ① 発がん性
- ② 中枢神経系の症状(頭痛、倦怠感等)
- ③ 肝機能障害、腎機能障害
- ④ 目の痛み、発赤、せき、眩暈、鼻刺激
- ⑤ 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

三 取扱い上の注意事項

- ① エチルベンゼンを入れた容器を使用中でないものは、必ずふたをする。
- ② 当日の作業に直接必要のある量以外のエチルベンゼンを作業場内へ持ち込まないこと。
- ③ できるだけ速く作業を行い、エチルベンゼンの蒸気の吸入をさげること。
- ④ できるだけエチルベンゼンを皮膚にふれないようにする。
- ⑤ 適切な手順で廃棄すること。

四 使用すべき保護具

- ① 遮光マスク
- ② 全面形防毒マスク(有機溶剤用)
- ③ 化学防護手袋

五 取扱い上の注意事項
エチルベンゼンを含む塗料の取扱いには、必ずこの表を参照してください。

作業記録例

付録3

作業者は作業終了後に
作業記録を記入して、事業者は
いつでも確認出来るよう
記録を保存して
おきましょう



記述例

作業記録 (エチルベンゼン塗装作業)

30年間保存

特定化学物質中毒予防規則 第38条の4に基づく作業記録

| | |
|---------|-------|
| 作業日 | 年 月 日 |
| 作業場所 | |
| 作業概要 | |
| 使用した塗料等 | |
| 労働者の氏名 | |

エチルベンゼンにより著しく汚染される事態が生じたときの記録

| | |
|---------|-----------|
| 発生日時 | 年 月 日 時 分 |
| 汚染の概要 | |
| 応急措置の概要 | |
| 作業主任者氏名 | 印 |
| 事業者名 | |
| 事業者住所 | |
| 保存期間 | 年 月 日まで |

*上記の他に、個人提出用簿に記載する形式でもよいとされています。

H25.1.1 様式作成

お問合わせ 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 までお問合せ
ください。

平成26年
1月1日より

エチルベンゼンを 取り扱う場合には 全面形防毒マスクの使用が 義務づけられます。

送気マスクの使用も可

防毒マスクの使用義務等

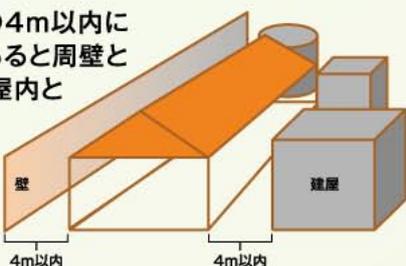


全面形マスクの使用理由
タンク等の内部は、エチルベンゼン濃度が高くなるため、面体と顔面との隙間からの漏れの少ない全面形が必要となります。



ケース③④の補足説明

開放側面の4m以内に
建屋等があると周壁と
みなされ、屋内と
なります。



※任意となっている所でも、極力半面形防毒マスクを使用しましょう。

お問い合わせ

厚生労働省・都道府県労働局
労働基準監督署までお問合せください。

制作



一般社団法人

日本造船協力事業者団体連合会(日造協)

BLOG 安全ひろば <http://blog.canpan.info/nichizoukyou>

監修 日造協 安全衛生アドバイザー 鈴木 満

制作協力 (株)重松製作所